

大阪市告示第266号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年2月27日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年3月2日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和8年3月9日（月）	
	令和8年3月16日（月）	
	令和8年3月23日（月）	
	令和8年3月30日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和8年3月2日（月）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和8年3月9日（月）	
	令和8年3月16日（月）	
	令和8年3月23日（月）	
	令和8年3月30日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年3月7日（土）から 同月8日（日）まで	午前8時30分から
	令和8年3月14日（土）から 同月15日（日）まで	午後9時まで

	令和8年3月21日（土）から 同月22日（日）まで	
	令和8年3月27日（金）から 同月29日（日）まで	午前7時30分から 午後9時まで
<p>大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場</p>	令和8年3月1日（日）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和8年3月3日（火）から 同月7日（土）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和8年3月8日（日）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和8年3月10日（火）	午前6時15分から 午後8時45分まで
	令和8年3月11日（水）から 同月15日（日）まで	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
	令和8年3月17日（火）から 同月18日（水）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和8年3月19日（木）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和8年3月20日（金）から 同月22日（日）まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで

令和8年3月24日（火）から 同月25日（水）まで	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
令和8年3月26日（木）	午前6時30分から 翌日午前2時まで
令和8年3月27日（金）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
令和8年3月28日（土）	午前6時15分から 翌日午前0時まで
令和8年3月29日（日）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
令和8年3月31日（火）	午前6時15分から 翌日午前2時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）